

第2回総会 議事録

開催日時 令和2年8月27日(木曜日) 午後1時31分

開催場所 小松島市役所4階 大会議室

(農業委員)

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹
5番 金西 章	6番 栗本 謙二	7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱
9番 谷崎 賢二	11番 江崎 恵子	12番 増井 道宏	14番 川瀬 益栄
16番 關 藤子	17番 森 博之	18番 高井 トミエ	19番 青木 正廣

(農業委員の欠席者)

10番 矢野 伸二	13番 服部 雅基	15番 船越 康博
-----------	-----------	-----------

(出席者)

局長 添木 尚 次長 杉本 弘恵 主任 安部 裕介

議案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 議案第3号 農用地利用集積計画案審議について

議案外

- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第4号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

開会開始時間 午後1時31分

議長（会長）

それでは、小松島市農業委員会第2回総会を開催いたします。

議事に入る前に、議事録署名者に、3番 錦野委員 と 11番 江崎委員をご指名いたします。

よろしくお願いいたします。

なお、10番 矢野委員、13番 服部委員、15番 船越委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

議長（会長）

それでは、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」ですが、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」の整理番号1番から6番までと関連した内容となっておりますので、議案第1号、議案第2号を一括して説明して、審議させていただきます。よろしいでしょうか。

(※「異議なし」の声あり)

議長（会長）

それでは、議案第1号、議案第2号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

申請件数は、4件、6筆です。

整理番号は1番から6番までございますが、詳細は議案書2ページをご確認ください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

申請件数は、4件、6筆です。

整理番号1番から6番までございますが、詳細は議案書3ページをご確認ください。

事務局（局長）

それでは、議案第1号の方から説明させていただきます。

申請内容が同じでございますので、整理番号1番、整理番号2番、整理番号3番、整理番号4番、整理番号5番、3件まとめた説明とさせていただきます。

転用目的は、営農型太陽光発電施設でございます。

議案第1号につきましては、整理番号1番及び2番で、田2筆、合計面積1,417㎡、整理番号3番及び4番で田1筆、畑1筆、合計面積2,058㎡、また、整理番号5番が894㎡で田1筆、以上3件が営農型太陽光発電設備の設置のための、3年間の区分地上権を設定するものでございます。

区分地上権とは、地下又は空間に上下の範囲を定めて、耕作物を所有するために設定する権利でございます。今回の場合は、耕作物が、太陽光発電設備のパネル部分ということになります。

営農型太陽光発電とは、農地に簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立てて、太陽光発電設備を設置し、その下部では営農を継続するという形でございます。詳しくは、5条の一時転用の際にご説明いたしますが、農地所有者の方が、営農型太陽光発電設備の設置者と異なる場合は、5条許可申請と同時に3条を申請し、区分地上権を設定する必要があることから、今回の申請となりました。

この区分地上権の設定の許可基準は、農地法第3条第2項各号の要件を満たす必要はなく、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。

この2つのうち、営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、5条の一時転用許可の判断の際にも確認することとなっておりますので、後ほどご説明いたします。残りの賃借人等の権利者の同意の有無についてですが、現段階で賃借人等はいないため、3条許可にあたって問題はないと思われま

なお、3条は農業委員会会長の許可で、5条は県知事の許可となりますので、この3条の許可は5条の許可が県から下りるのを待って、同時に許可するようになります。
議案第1号については以上でございます。

続きまして、議案第2号の整理番号1番から5番までについて、まとめてご説明いたします。
転用目的は、営農型太陽光発電の支柱部分に係る一時転用で、期間は3年間でございます。

小松島市では、昨年申請が出てきておりましたが、今年度については初めての営農型太陽光発電設備の許可申請となりますので、再度、許可基準の概要についてご説明いたします。

A4のカラー刷りの営農型太陽光発電設備についてと表題のある用紙もあわせてごらんください。こちらの方で、左上のところに「営農型太陽光発電」とはと書いてありますが、先ほども説明したとおり、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みを指します。この場合、支柱の基礎部分についての一時転用許可が必要となることから、この丸で囲んでいる一時転用と書いているところ、この支柱の部分のみの面積が一時転用という形で申請が出てきた分となります。

それでは、営農型太陽光発電の設備を設置する場合の許可基準といたしましては、通常の立地基準や一般基準のほか、いくつか条件がございます。

支柱は簡易で容易に撤去できる構造とし、申請に係る面積が必要最小限であり、下部の農地面積における営農の適切な継続が確実で、パネルの角度、間隔等から見て農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっており、支柱の高さ、間隔等から農作業に必要な機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められていること、支柱を含め発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められることなどがございます。

また、許可を受けた者は、毎年2月末日までに、農作物の状況を報告することとなっており、この報告内容が適切であるかについて、知見を有する者の確認を受けることとされております。営農が適切に行われていない場合、発電事業が廃止される場合等には、営農型太陽光発電設備の撤去を指導することとなります。なお、営農の適切な継続が認められる場合は、再度一時転用許可申請を行うことが可能となっております。

また、本年5月14日付農林第224号「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて、徳島県農林水産部農林水産政策課長より通知があり、様式の変更等もされております。

これらを踏まえたうえで、具体的な内容についてご説明させていただきます。

使用借人は、太陽光発電システムを取り入れ、稲作、ブルーベリー栽培を行うため、適地を探していたところ、水利にも恵まれた土地を所有している申請地の所有者との間で話がまとまったため、5条許可申請が提出されました。

申請地は、整理番号1番及び2番は田2筆で、合計面積は、1,417㎡のうち支柱を設置する部分の面積だけの転用となりますので、2,746㎡となります。整理番号3番及び4番は、田1筆、畑1筆で、合計面積は、2,058㎡のうち支柱を設置する部分の面積だけの転用となりますので、2,746㎡となります。整理番号5番は、田1筆で、合計面積は894㎡のうち支柱を設置する部分の面積だけの転用となり、1,834㎡となります。

こちらは、市街化調整区域の農用地区域内にある農地であるため、市農林水産課に農業振興地域整備計画への支障について意見を求め、支障ないとの回答をいただいております。また、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、営農型太陽光発電の場合は、基準等を満たす場合には、第1種農地での設置が可能となっております。

転用を行うために必要な資力については、太陽光発電設備の撤去費用も含めて確認することとされておりますが、撤去費用も含めた金額の〇〇信用金庫の残高証明書が添付されており、資金調達の見込みがあり、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

先ほどの3条許可の際にも触れましたが、転用行為の妨げになる権利を有する者の同意について、農地基本台帳を確認しましたが、申請地には、賃借権、使用貸借などは無く、同意は不要でございます。

なお、〇〇〇〇〇土地改良区の意見書が添付されております。

それから、先ほどの3条許可の際に後ほどご説明しますとお伝えしましたが、周辺の農地に係る営農条件への支障の有無につきましては、造成等はしないため、問題はないものと思われまます。また、万が一、被害が生じた場合には、使用借人が責任を持って解決するとの文言がございます。

また、営農計画書によると、整理番号1番及び2番、整理番号5番については、作付予定は水稻で、支柱の高さは、最低で4.0メートル、最高で4.278メートルで、国の示す基準を満たしており、支柱の間隔も4.2～4.5メートルと農業機械が使用できる幅を確保しております。また、太陽光発電設備の下部での単収は、地域の平均的な単収の9割以上である437kgを見込んでおり、こちらも国の示す基準である8割以上をクリアしております。加えて、知見を有する者の意見書によると、遮光率も申請地での水稻の栽培に問題ないとの検証結果が出ております。

続きまして整理番号3番及び4番については、作付予定はブルーベリーで、支柱の高さは、最低で3.5メートル、最高で3.8メートルで、国の示す基準を満たしており、支柱の間隔も4.1～4.5メートルと農業機械が使用できる幅を確保しております。また、太陽光発電設備の下部での単収は、地域の平均的な単収の86%である200kgを見込んでおり、こちらも国の示す基準である8割以上をクリアしております。加えて、知見を有する者の意見書によると、遮光率も申請地でのブルーベリーの栽培に問題ないとの検証結果が出ております。

なお、農地所有者が代表であり、農業法人として今後の耕作を行っていくとのことで、今月の案件の中で、議案第3号の「農用地利用集積計画案審議について」で利用権の設定に係る書類が提出されております。

以上のことから、議案第1号及び議案第2号の整理番号1番から5番の許可申請は適正であると判断します。

以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございます。

担当の 川瀬 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

14番 川瀬 委員。

14番 川瀬委員

失礼いたします。坂野町の川瀬です。

ただいま説明していただいたとおり、書類もきちんとしてきておりまして、問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。

それでは、議案第1号及び議案第2号の整理番号1番から5番までの審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（会長）

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第1号及び議案第2号の整理番号1番から5番については、原案どおり可決と認めます。

事務局は、引き続き、整理番号6番の審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号6番の申請内容についてご説明いたします。

転用目的は、営農型太陽光発電施設でございます。

賃借人は、畳を生産する会社代表であるが、営農型太陽光発電に着目し、農業と発電事業で事業の多角化を検討し、榊を栽培するための適地を探していたところ、借り手を探していた申請地の所有者との間で話がまとまったため、5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農用地区域内にある農地であるため、市農林水産課に農業振興地域整備計画への意見を求め、支障ないとの回答を得ております。また、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、営農型太陽光発電の場合は、基準等を満たす場合には、第1種農地での設置が可能となっております。

転用を行うために必要な資力については、〇〇信用金庫の融資証明願が添付されており、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

転用行為の妨げになる権利を有する者の同意については、農地基本台帳を確認しましたが、申請地には、賃借権、使用貸借などは無く、同意は不要であります。また、〇〇〇〇土地改良区の意見書が添付されております。

また、営農計画書によると、作付予定は榊、支柱の高さは、最低で2.1メートルで、国の示す基準を満

たしており、支柱の間隔も東西3.4メートル、南北3メートルと農業用機械が使用できる空間を十分確保しております。また、太陽光発電設備の下部での単収は、地域の平均的な単収の86.9%を見込んでおり、こちらも国の示す基準である8割以上をクリアしております。加えて、知見を有する者の意見書によると、申請地での榊栽培には問題ないとの検証結果が出ております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、申請地の現況、土壌、排水等の改良を行えば、周辺への被害はないと思われませんが、万が一被害が発生した場合は、賃借人が責任を持って解決することとなります。

以上のことから、整理番号6番は許可やむを得ないと考えます。
以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございます。

担当の川瀬委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

14番 川瀬委員。

14番 川瀬委員

ご説明していただいたとおり、この件も書類もきちんとしてきておりまして、問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。

それでは、議案第1号及び議案第2号の整理番号6番の審議に入ります。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（会長）

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第1号及び議案第2号の整理番号6番については、

原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号、議案第2号についてを終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」

申請件数は、8件、19筆です。

整理番号1番、2番ですが、詳細は議案書4ページをご確認ください。

事務局（次長）

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める

各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること及び耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、それから、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

5ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。
以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。

ただいま事務局より、申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第3号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（会長）

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」を可決いたします。

引き続き、議案外に移ります。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

報告第4号「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」

以上、4件の議案外について、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案外についてご報告いたします。

報告第1号については、議案書7ページに記載のとおりでございます。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」

申請総数は、1件、1筆です。

整理番号1番は、田で面積1,038㎡の露天駐車場としての届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

続きまして、報告第2号については、議案書8ページに記載のとおりでございます。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」

申請総数は、1件、1筆です。

整理番号1番は田1筆の面積592㎡で、住宅用地として、売買での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

続きまして、報告第3号については、議案書9ページに記載のとおりでございます。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

申請総数は、2件、2筆です。

整理番号1番、整理番号2番、2筆でございます。

それぞれ賃借人、賃貸人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に署名・捺印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

続きまして、報告第4号については、議案書10ページに記載のとおりでございます。

報告第4号「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」

申請総数は、1件、2筆です。

各々、賃貸人と賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、および利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の署名、捺印され提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

なお、11ページに詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で、議案外の報告を終わります。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただいま、事務局より議案外4件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第2回総会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。

このあと、事務局より事務連絡がありますので、よろしくお願いいたします。

総会終了 午後 1 時 56 分

議事録署名委員 3番 錦野 伸策 11番 江崎 恵子